

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	宿泊・自宅療養に係る労働者派遣業務
発注課	保) 保健所医療対策室業務調整課
選定事業者	株式会社 オープンループパートナーズ

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、新型コロナウイルス感染症に関する宿泊療養及び自宅療養の証明書発行、宿泊療養施設入所の調整、自宅療養者への支援物資の受付ならびにそれに付随する業務を行うことを目的として、令和4年度から上記相手方と特定随意契約を締結してきたものである。

当課は専任職員が少なく業務遂行には派遣スタッフの協力が必要であるため、上記相手方と労働者派遣契約を結び業務に習熟した人材を確保することとしている。

令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」が示され、本感染症を、5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが通知された。このことから、本業務は残務処理に要する期間も考慮し上記のとおり2か月の契約期間となるが、短期間とはいえ確実な業務履行の必要がある。

本業務は継続しているため、各業務の内容及びこれまでの制度の変更点等について把握している人材の配置が必要不可欠であるところ、上記相手方は令和4年度から各業務に携わっていた経緯から、在籍スタッフは幅広い知見を有し、新型コロナウイルス感染症の対応方針が変化していく中、柔軟性をもって適切且つ迅速に因應している。上記相手方以外と契約した場合、短期間で知識の習得を行う必要があるが、その間は市民からの問い合わせ等に対して円滑な対応ができず、市民サービスの維持が困難となることが想定される。また、契約期間が短いことから業務習熟前に契約期間が終了することも考えられる。その点上記相手方は各業務に精通したスタッフの配置が引き続き可能かつ上記契約期間で対応可能であることの確認も取れている。

以上のことから、本業務を安定的に行っていくにはこれまでの実績があり、短期間で確実な履行が可能な上記相手方と契約を行う必要があるため、随意契約を締結することとしたい。

根拠法令	■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	令和5年3月27日
-----	-----------